

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名：)	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (全工種) 施工時期及び施工時間 (8:30 ~ 17:00) 施工方法 ()
	<input type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 ()
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 余裕期間設定工事	<input type="checkbox"/> 発注者指定方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。本工事の着手日は令和 年 月 日とする。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 <input type="checkbox"/> 任意着手方式 本工事は余裕期間を設定する工事である。受注者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内に令和 年 月 日(工事着手期限日)までの期間内で工事着手日を決定し発注機関に通知することとし、本工事の着手日はその日とする。ただし、一度通知した着手日を変更することは認めない。また、休日(三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日)を着手日に設定すること、及び設定した着手日より工期末が休日となる設定は認めない。余裕期間は契約締結日から工事着手日の前日までとする。なお、共通仕様書に規定する工期とは、本工事においては余裕期間を含んだ期間を指す。 余裕期間設定工事については以下によるものとする。 ・建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、三重県公共工事共通仕様書によらず工事着手日までに提出するものとする。 ・本工事は、余裕期間を設定した工事であり、主任(監理)技術者の配置は工事着手日とする。受注者は、契約時に現場代理人等選任通知書に記載した技術者を工事着手日に配置しなければならない。工事着手日に配置できず、余裕期間設定工事試行要領第7条第1項により技術者の変更が認められない場合は、工事統行不能届を提出しなければならない。
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ()
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> 漁業関係による調整	<input type="checkbox"/> 工事の施工に関して、施工期間(契約時から完成時まで)においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 <input type="checkbox"/> 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 転用あり (回) <input type="checkbox"/> 兼用あり () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 水替工（縮切排水工）	<input type="checkbox"/> 施工条件の指定なし <input type="checkbox"/> 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： 日 ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工方法 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
建設発生土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地の指定あり	<input type="checkbox"/> 受入地の条件 (<input type="checkbox"/> 別添図面 <input type="checkbox"/> 運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 受入料金あり <input type="checkbox"/> 受入料金なし <input type="checkbox"/> 別途協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (金属くず))
	<input type="checkbox"/> 建設発生土受入地未定	<input type="checkbox"/> 受入地未定につき別途協議する。(<input type="checkbox"/> 暫定運搬距離L = km、 <input type="checkbox"/> その他 ())
	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 (<input type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 (<input type="checkbox"/> 再生処分場 () <input type="checkbox"/> 最終処分場 () <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他 (スクラップ処分) <input type="checkbox"/> 別途協議) 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシュラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく 認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議すること。 （認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 盛土材 <input type="checkbox"/> 埋戻し材 <input type="checkbox"/> サンドクッション材 <input type="checkbox"/> 上層路盤材 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品 <input type="checkbox"/> グレーチング <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリアード・看板・標示板） <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断に伴い回収する排水（汚泥）の処理量について、積算計上数量は想定量であるため、工事実施においてマニフェスト等による実数量判明後、変更協議の対象とする。また、回収水（汚泥）の処理において、成分や性状等の試験が必要である場合は変更協議の対象とする。
<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
その他	<input type="checkbox"/> 工所用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 現場発生産品あり	<input checked="" type="checkbox"/> 品名（撤去ポンプ盤内蔵部品） 数量（一式） 保管場所（監督員と協議すること） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（令和 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ）） 数量（ ） 運搬距離（L = km）
<input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）	<input checked="" type="checkbox"/> その他（上記現場発生産品については、動作確認を行うこと）	
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和7年7月1日）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 令和 年 月 日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「工事監理連絡会」対象工事に係る特記仕様書 令和2年8月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ※設計図書の照査完了後、実施について監督員と協議すること。 <input type="checkbox"/> 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を〔（公財）三重県建設技術センター〕に委託しているので、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、観察又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検帳、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じなければならない。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<p><input type="checkbox"/> 情報共有（<input type="checkbox"/> 電子メール（①を適用）<input type="checkbox"/> A S P（②を適用）<input type="checkbox"/> 電子メール又は受注者希望により A S P（①または②を適用））</p> <p>①電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和6年11月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>②情報共有システムの実施に関する特記仕様書 令和7年4月（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> デジタル工事写真の黒板情報電子化に係る特記仕様書 令和3年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（亀山市HP「契約・工事の条項等に関するお知らせ」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （土木）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （港湾）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （港湾）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （農業農村整備工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （農業農村整備工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （森林整備保全工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （森林整備保全工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> （漁港漁場関係工事）「週休2日交替制工事（発注者指定型）」に係る試行要領 令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「快適トイレ設置工事」に係る実施要領 令和7年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「森林整備保全事業等における熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書〔令和5年5月改定版〕」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p>※「水道施設整備費に係る歩掛表」の間接工事費の工種区分を適用する工事（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計未実施の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事資料（ ） ・工事実施計画書（ ） <p><input type="checkbox"/> 「概算数量発注方式（詳細設計実施済の場合）特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事資料（ ） <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（土工）特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I C T建設機械の施工 <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGブルドーザ <input type="checkbox"/> 3次元MCまたは3次元MGバックホウ <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（土工 1,000m3未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（作業土工（床掘工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p> <p><input type="checkbox"/> 「I C T活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）</p>

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	<input type="checkbox"/> 適用条件	<input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（コンクリート堰堤工）特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（浚渫工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（基礎工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ICT活用工事（海上地盤改良工（床掘工・置換工））特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「建設キャリアアップシステム活用モデル工事 追加特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「追加特記仕様書（基礎工（既製杭工））」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月1日）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【発注者指定型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 「現場環境改善に関する特記仕様書（農業農村整備工事）【施工者希望型】」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> その他（ ）
監督の区分 共通仕様書 第3編3-1-1-4 第6項、第10項 に規定する 表3-1-1(1)、 表3-1-1(2)	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施工一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で技術提案等の不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真のみ） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成写真は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input checked="" type="checkbox"/> （1）部 ）とする。 <input type="checkbox"/> 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 7年 7月改訂）を適用
地質調査の 電子成果品等	<input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり	<input type="checkbox"/> 検定及び登録機関（一般財団法人国土地盤情報センター（ https://ngic.or.jp/ ）） <input type="checkbox"/> 検定料金の計上（ <input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定 ） （注：受注後、これにより難しい場合は設計変更の対象とする。）
産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
コリンズ 作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> コリンズ（CORINS）の作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
建設副産物・建設 発生土情報交換シ ステム	<input type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム <input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 監理技術者等の兼務	<input type="checkbox"/> 建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）、建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）及び建設業法第26条の5（専任特例営業所技術者）の規定の適用を受ける監理技術者等の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。
時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制の適用	<input type="checkbox"/> 本工事は、労働基準法第139条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
不可抗力による損害	<input type="checkbox"/> 災害応急対策又は災害復旧に関する工事 （建設工事請負契約書の条項第30条第4項ただし書）	<input type="checkbox"/> 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

令和7年度 農業集落排水施設機能強化対策事業

農業集落排水施設機能強化対策工事（その2）

[特記仕様書]

－ 目 次 －

第1章	総 則	-----
第2章	電 気 設 備	-----
第3章	据 付 工 事	-----
別紙、	ポンプ運転制御方案	

第 1 章 総 則

1. 概 要

本工事は、亀山市に設置するマンホールポンプ設備、電気設備の製作、据付工事について記したものである。

2. 準拠規定

受注者は、下記規定及びその関係法規に準拠して施工しなければならない。但し、本仕様書と重複する事項で相違する場合及び記載なき場合は、双方協議の上決定するものとする。

- 1) 日本産業規格
- 2) 日本電気工業会標準規格
- 3) 電気規格調査会標準規格
- 4) 電気設備技術基準
- 5) 中部電力電気供給規程及び内線規定
- 6) 労働安全衛生規格
- 7) その他関係法規

3. 設備概要

- 1) 電気機器設備（付属品、動力、操作配線工事含む）

4. 施工範囲

本設備の施工範囲は、設計・製作・工場試験・輸送・据付及び試運転を含むものとする。また、受注者は本仕様書及び図面に示していないもので、製作設置操作上欠くことのできない軽易な材料部品は調達しなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

5. 材 料

材料は、本仕様書 2 の規定に基づき精選吟味し、部品間の関連性があり安全且つ強靱なもので、耐久性のあるものを調達しなければならない。

6. 荷造輸送

各機器の荷造は厳重に施し、輸送途上及び格納中に損傷、発錆及び吸湿等のないようにすること。なお、現地搬入に関しては予め監督員と打合せの上、輸送計画を立てること。

7. 機械取扱指導

本工事の機器類の取扱操作方法、施設運転、保守管理に当たって支障のないよう受注者の負担において管理要員の指導を行うこと。

8. 試運転及び検査

(1) 電気機器

J I S、J E C、J E Mその他関係規定に基づき特性試験、絶縁試験、操作試験等を行うものとする。

(2) 現地据付完了後、下記の試験を行うものとする。

- ・ 配線工事検査
- ・ 機器試運転及び調整
- ・ その他

9. 提出書類

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるから、受注者は速やかに承諾図を提出し、監督員の承諾を得てから製作に着手しなければならない。

(2) 工事写真

受注者は、監督員の指示に従い施工前、施工後の状況が対照できるように、工事過程を原則としてカメラで撮影しなければならない。また、工事完成後外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階、出来形部分及び寸法等が確認できるように撮影しなければならない。

受注者は、工事完成後撮影した写真データを整理し、監督員に提出しなければならない。

(3) 完成図書

工事完了後、受注者は速やかに完成図書を提出すること。

第 2 章 電 気 設 備

1. 概 要

- (1) 本設備は、各機器への配線接続を行なうとともに、ポンプ盤等機器の製作、据付、試運転調整までを行なうものである。尚、電力会社等へ支払う工事費、及び、工事の申請手間は本工事に含むものとする。

- 1) 三相三線式 AC200V 60Hz
- 2) 単相二線式 AC100V 60Hz

- (2) 停電時の対策として、発電電源と手動で切り換えができるように、引込開閉器盤に電源切換用開閉器を設けるものとする。また、可搬式発電機との接続作業が迅速に行えるよう接続用コンセント付とし、雨天時に盤を閉鎖した状態で接続可能なものとする。

2. マンホールポンプ制御盤

形 式	ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形
寸 法	設計図を参照し承諾図により決定
数 量	6面/6箇所
材質・板厚	SUS304 t=1.5mm 以上
塗 装 色	打合せにより決定
運 転 方 式	単独交互運転 (故障時自動飛び越し回路付)
現 場 警 報	回転灯の点灯 (盤外部取り付け端子付)

主要盤面取付機器

- 1 個 × 電圧計
- 2 個 × 電流計
- 2 個 × 運転時間計
- 2 個 × 切換スイッチ 設計図参照
- 1 組 × 集合表示灯 LED(設計図参照)
- 1 式 × 名称銘板、その他必要なもの

主要盤内取付機器 (※印は別途計上品、組込結線のみとする)

- 1 式 × 配線用遮断器
- 2 個 × 漏電遮断器
- 2 個 × 電磁接触器 (インターロック付)
- 2 個 × 進相コンデンサ
- 2 個 × 3要素保護継電器
- 2 個 × 計器用変流器
- ※1 組 × 水位計変換器、設定器類
- ※1 台 × 非常通報装置
- 1 台 × 計装電源トランス

	1 式	×	表示灯電源
	1 式	×	補助継電器 (プラグイン, 動作表示付)
	1 式	×	時限継電器 (プラグイン, 動作表示付)
	1 式	×	避雷器、ヒューズ、スペースヒータ、換気ファン
附 属 品			盤内照明、コンセント(100v)、端子台、その他必要なもの
そ の 他			盤取付金具 (ステンレス製)
			盤内スペースは、将来用並列運転改造スペースを確保
			ルレ盤を基本とし、コントローラを使用する場合は、予備品として
			コントローラ (装置の100%) を納品すること。

形 式	ステンレス鋼板製屋外閉鎖壁掛(装柱)形
寸 法	設計図を参照し承諾図により決定
数 量	6 面 / 6 箇所
材 質・板 厚	SUS304 t=1.5mm 以上
塗 装 色	打合せにより決定

主要盤内取付機器

	1 個	×	配線用遮断器
	1 個	×	漏電遮断器
	2 組	×	電力量計 (取付スペース)
	1 個	×	取引用遮断器 (取付スペース)
	1 組	×	双投開閉器 (発電電源切換用)
	1 個	×	発電機用 3 P コンセント (盤面扉を閉めた状態で接続可能な構造とする)
	1 式	×	端子台、その他必要なもの
附 属 品			盤取付金具 (ステンレス製)

3. 水位計コントローラー (投込式 既設流用 コントローラーのみ設置)

形 式	投込圧力式		
数 量	6 組 / 6 箇所		
電 源	AC 85~242V		
出 力 信 号	DC 4~20mA		
精 度	±1.0% FS (変換器との組合せ精度)		
計 測 範 囲	打合せにより決定		
検 出 部 材 質	セラミック		
構 成			
	1 台	×	検出器
	1 式	×	専用ケーブル (ケーブル延長は各ポンプ仕様を参照)
	1 式	×	その他必要なもの

4. 非常通報装置

型 式	自動通報式(盤内収納形)
数 量	6組/6箇所
電 源 方 式	AC 100V または AC 200V
通 報 点 数	4点 以上
通 報 先 数	3箇所 以上
停 電	待機10時間以上で1回の通報動作が行なえること
通 報 項 目	停電, 異常高水位, 1号故障, 2号故障 その他打合せにより決定
ク ラ ウ ド	既存クラウド画面にて監視を行えるようにすること。

5. 撤去ポンプ盤内部部品

撤去ポンプ盤の内蔵部品は取外し、他機場へ流用できるよう動作確認を行った後、発生品引き渡しするものとする。保管部品、保管場所は打合せにより決定する。

(参考) 既設機器

汚水ポンプ P1

メーカー名	:	荏原製作所
型式	:	50DV61.5A
仕様	:	φ50×1.5kW×0.10m ³ /min×10.0m

汚水ポンプ P2

メーカー名	:	荏原製作所
型式	:	50DV6.4A
仕様	:	φ50×0.4kW×0.09m ³ /min×4.7m

汚水ポンプ P3

メーカー名	:	荏原製作所
型式	:	50DV6.4A
仕様	:	φ50×0.4kW×0.10m ³ /min×4.7m

汚水ポンプ P5

汚水メーカー名	:	荏原製作所
汚水型式	:	50DV6.75A
汚水仕様	:	φ50×0.75kW×0.17m ³ /min×6.5m

汚水ポンプ P6

汚水メーカー名	:	荏原製作所
汚水型式	:	50DV61.5A
汚水仕様	:	φ50×1.5kW×0.14m ³ /min×9.8m

汚水ポンプ P8

汚水メーカー名	:	荏原製作所
汚水型式	:	50DV6.4A
汚水仕様	:	φ50×0.4kW×0.33m ³ /min×1.3m

(参考) 既設機器

ポンプ制御盤 (P1. 2. 3. 5. 6. 8)

メーカー名	:	荏原製作所
型式	:	
仕様	:	H1600*W600*t300 SUS製

第 3 章 据付工事

1. 電気設備工事

(1) 電線及びケーブル

配線工事に使用する電線及びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、サイズを決定すること。また、これらの最小の太さ（専用ケーブル以外）は 2 mm^2 (1.6mm) 以上とする。

電力回路	600V EM-CE
制御回路	EM-CEE (必要に応じEM-CEE-S)
計装回路	EM-CEE-S (必要に応じ専用ケーブル 又は光ケーブル)
接地線	EM-IE (燃線、緑色)

(2) 電線管

電線管の地中埋設部は、施工済みの波付硬質ポリエチレン管を使用し、露出部は厚鋼電線管のポリエチレンライニング管を使用し、既設のプルボックスに接続する。

2. 塗装工事

- (1) 機器の塗装色は打合せにより決定とするが、据付後損傷箇所がある場合はその補修塗装を行なうものとする。
- (2) メーカーで仕上げ塗装がなされていない機器、材料については特に指定してあるもの以外は機械類は錆止め塗装と下塗り上塗りをそれぞれ各1回塗装を原則とする。また、仕上げ塗装の色彩については監督員の指定を受けるものとする。

3. 試運転調整

- (1) 各機器の現場据付後、発注者の定める期間内に受注者は各機器について専門の熟練した技術者を派遣し、機器の調整試運転を行い成績書を提出すること。
- (2) 試運転終了後、監督員に各機器の機能および取扱操作方法等の説明をすること。

4. 引渡しおよび保証

- (1) 本工事の引渡しは、当検査員の竣工検査に合格した時をもって引渡しとする。
- (2) 本工事引渡し後の保証期間は、満2ケ年とする。なお、保証期間中に受注者の責任に帰すべき原因による事故が生じた場合には指定する期間内に無償にて補修、または良品に取り替えること。

ポンプ運転制御方案

(1) 水位による自動運転

マンホール内の水位が運転開始水位（HWL）になると、ポンプ1台が自動始動し送水する。
その後、水位が停止水位（LWL）まで低下すると（タイマ設定運転後）自動停止する。

(2) ポンプの運転方法

運転方法は単独交互運転または並列交互運転（交互追従運転）とする。

1) 単独交互運転；本設備

ポンプ2台の内1台が運転し、残り1台は待機する。運転中のポンプが停止水位に到達後、自動停止し、再び水位上昇により運転開始水位（HWL）に達すると待機していたポンプが運転し、停止したポンプは待機状態に入る。以後もこれを繰り返し交互運転する。

2) 並列交互運転；適用外（但し、将来並列交互運転の改造が可能なスペースを確保）

上記1) 単独交互運転機能に加えて、水位が1台目運転開始（HWL1）よりさらに上昇し、（HWL2）に達した場合には、2台目のポンプが追加始動して並列運転を行う。

(3) 自動飛越し運転回路

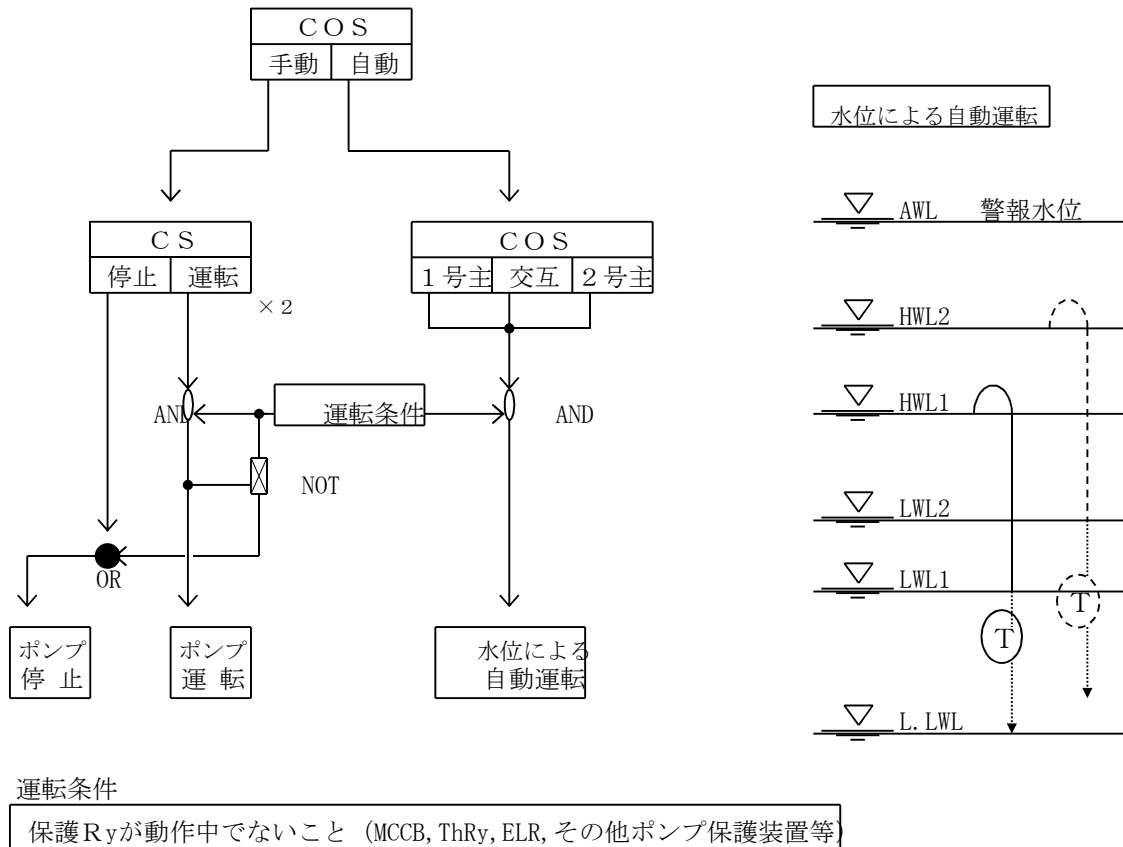
運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで1台のポンプで運転を継続する。

(4) 異常警報

異常発生時に自動通報装置または監視装置にて通報する。

- 警報項目（例）：
- 1号ポンプ故障
 - 2号ポンプ故障
 - 異常高水位
 - 停電

(5) 操作ブロック図



亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）特記仕様書

(R7.7.1)

1 月2回土日完全週休2日制の定義

- (1) 対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間を除く。）をいう。
 - (2) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行うときを除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
 - (3) 4週8休 各月の現場閉所日数（曜日にかかわらず現場を閉所した日（荒天（降雨、降雪等）により休工した日を含む。）の累計をいう。）を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%であることをいう。
 - (4) 指定土日 その月の「第1週及び第3週」、「第2週及び第4週」など、あらかじめ受注者が指定した月2回の連続した週休日（日曜日及び土曜日に限る。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由があるときは、発注者との協議により週休日を別の日に振り替えることができるものとする。）をいう。
 - (5) 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日制工事」という。） 対象期間において、指定土日を現場閉所とし、かつ、4週8休以上を現場閉所とする工事をいう。
 - (6) 月単位の週休2日制工事 対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所の達成状況が4週8休以上であることをいう。この場合において、1の月における日曜日及び土曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の日曜日及び土曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているときは、4週8休以上を達成しているものとみなす。
 - (7) 通期の週休2日制工事 前号に掲げるものを除き、対象期間における現場閉所の達成状況が第3号に規定する割合以上であることをいう。
- 2 請負者は、工事着手前に、月2回の日曜日及び土曜日を現場閉所とする週を記載した「月2回土日完全週休2日の指定について」と「週休2日制工事確認表」を作成し、発注者に提出すること。
 - 3 請負者は対象期間中、毎月、上記で作成した週休2日制工事確認表に現場閉所の実績を追記し、発注者に提出すること。

- 4 請負者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、第2項の週休2日制工事確認表を提出し、監督員と協議のうえ、工事請負契約条項第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 請負者は下請業者に対し、月2回土日完全週休2日制工事の取組みにあたり必要な事項について協力すること。
- 6 週休2日制工事に関する経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価及び標準単価に限る。）は、当初積算時に、補正係数（三重県が定める週休2日制試行要領に規定する補正係数をいう。）を乗じて得た額を計上するものとする。
- 7 工事の精算に当たり、月単位の週休2日制工事を達成できなかった工事であって、通期の週休2日制工事を達成したものは、月単位の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費と通期の週休2日制工事に係る補正係数を乗じた経費との差額分を減額変更し、通期の週休2日制工事を達成できなかった工事は、当該計上した経費における補正分を減額変更するものとする。

<参考>

（補正係数）

（1）月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・ 労務費 : 1.02
- ・ 共通仮設費率 : 1.04
- ・ 現場管理費 : 1.05

（2）通期の週休2日（4週8休以上）

- ・ 労務費 : なし
- ・ 共通仮設費率 : なし
- ・ 現場管理費 : なし

- 8 指定土日の現場閉所及び月単位の週休2日制工事又は通期の週休2日制工事のいずれもが達成できたときは、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。指定土日の現場閉所又は月単位の週休2日制工事若しくは通期の週休2日制工事のいずれも又はいずれかが達成できなかったときであっても、工事成績評定を減点しない。
- 9 「三重県建設業労働時間削減推進協議会」が配付する「週休二日制 取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努めること。